

## 第2章 都市づくりの方針

### 第1節 都市づくりの目標

#### 1. 目指すべき将来像

目指すべき将来像は、以下に示す第5次交野市総合計画（基本構想）の「まちの将来像」と設定し、都市計画マスタープランはその将来像を空間面から実現するための考え方を示すこととします。

#### 懐かしさと新しさが交わる

#### みんなのところが <sup>なご</sup>和むまち かたの

- 古くからの伝統文化と緑あふれる自然環境に恵まれ、素朴でゆったりとした風土が育まれてきた本市は、市民憲章に「和（自然と・文化と・人と）」を掲げ、自然との調和を図りながら都市基盤※整備を進めることにより、安らぎのある雰囲気はそのままに、新しい出会いや可能性が感じられるまちとして発展してきました。
- まちが成熟するとともに人口が減少局面に入り、少子高齢化、災害や感染症、社会インフラの老朽化などのリスクにより、これまで当たり前であった暮らしの安心・安全を維持していくことが難しい時代に入っています。
- このような背景から、本市がこれまで大切にしてきた、人と自然、古さと新しさ、多様な考え方などが交わり、調和し、認め合う価値観を強みとして、急速に変化していく社会にしなやかに、かつ大胆に対応しながら、みんなが穏やかな暮らしを営み続けることができる“こころのふるさと”としてあり続ける姿を表現しました。

（第5次交野市総合計画基本構想より）

#### 《人口の将来展望》

- ・ 総合計画基本構想では、将来人口推計（目指すべき間将来展望）として、中長期的に「出生率の向上」と「社会増減の均衡」を図った場合、令和16（2034）年の人口はおよそ7万人と想定しています。
- ・ まちの活力と世代間の助け合いを持続的なものとするため、若い世代の移住・定住と、出生数の増加に向けた取組みを進めることで、バランスのとれた人口構成を目指しています。

## 2. 都市づくりの基本的な考え方

### “活” かすまち かたの

交野市は、豊かな自然環境をはじめ、計画的に整備された住宅地、鉄道やバスの公共交通ネットワークなどをベースに住宅都市として発展してきました。近年は、第二京阪道路沿道の新たなまちづくりの推進とともに新たな雇用の場や都市活力が創出されるなど職住近接の都市としての兆しも見えています。これらの資源を活かしつつ、交野市がさらに魅力あふれる都市となる次なるステップへと進むため、『“活” かすまち かたの』を基本的な考え方として、都市づくりを進めていきます。

“活”には、若い人や子育て世代の人が生き活きと暮らすことができる、活力があふれる、安全・安心に活動できる、様々な地域資源を活用できる、活躍する人材を育てるといった様々な意味がこめられています。“活”という言葉を重要なキーワードとして、今後の本市の都市づくりを展開していきます。



※英語表記を掲載するにあたりまして、交野市国際交流協会の皆様にご協力をいただきました。



### 3. 都市の目標

本市の現状や課題を踏まえ、将来像を実現するため次のような4つの目標を掲げます。

#### (1) 若い世代や子育て世代が**生き生き**と暮らせるまち

買い物や通勤・通学に係る生活利便性が高く、子育てや新たな生活様式に対応した暮らしが求められています。本市の自然環境に恵まれているといった特徴を活かし、若い世代や子育て世代が**生き生き**と暮らせるまちを目指します。

〈実現されるまちのイメージ〉



#### (2) **活力**あふれるまち

第二京阪道路の広域交通ネットワークの利点を活かした新たな都市機能<sup>※</sup>や産業機能の立地誘導によるまちづくりのほか、既成市街地における空き家や空き店舗等のリノベーション<sup>※</sup>や社会実験的取組など小さなまちづくり活動を通じて、まち全体に活力があふれるまちを目指します。

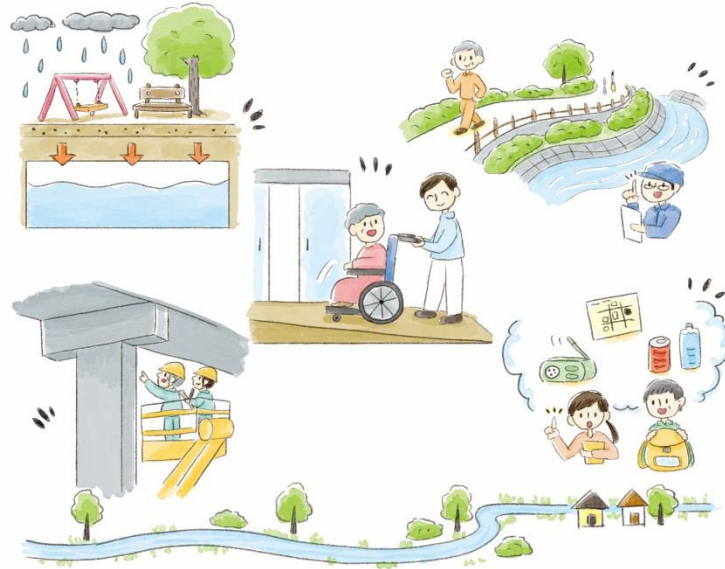
〈実現されるまちのイメージ〉



### (3) 安全・安心に活動できるまち

超高齢社会の到来によるユニバーサルな都市空間の実現をはじめ、近年、頻発する大規模地震や気候変動に伴う集中豪雨等による自然災害時への対応を見据え、誰もが安全・安心に活動できるまちを目指します。

〈実現されるまちのイメージ〉



### (4) みどりや地域資源を活用した魅力あるまち

農地、豊かな山並み、まちなかのみどりや農地、地域に根付く歴史・文化資源など本市を特徴づける様々な地域資源を活用し、魅力あるまちを目指します。

〈実現されるまちのイメージ〉



## 4. 将来都市構造

本市は大阪都心部への通勤圏にありつつ、豊かな自然に恵まれたコンパクトな都市です。加えて、枚方市や寝屋川市など商業・業務・文化等の様々な都市機能※、レクリエーション機能※等を有する都市と連担しており、広域的な生活圏を形成していることも大きな特徴です。

これからの都市のあり方を考える上で、各都市で全ての機能をそろえることは現実的ではなく、暮らしを支える都市機能※の充実・補強を軸に、その他の機能については必要に応じて周辺都市と連携・補完しあうことで持続可能な暮らしが可能となる都市構造を形成していきます。

### (1) 軸

市内や隣接する都市を結ぶ動線を「軸」とします。

#### 【生活交流軸】

京阪交野線及び国道168号を、市民生活の移動や隣接市との連携の主軸となることから「生活交流軸」として位置づけます。市民生活の移動を支え、隣接する枚方市との広域的な連携を図ることで、生活利便性を高めます。

#### 【広域交流軸】

JR学研都市線、第二京阪道路を、広域的な交流・連携の主軸となることから「広域交流軸」として位置づけます。第二京阪沿道の都市づくりの推進、商業・業務機能※の充実を図り、都市のにぎわい・活力創出に努めます。

### (2) 拠点

鉄道駅周辺は、本市での暮らしを支える様々な機能が集積していることから、その特徴を考慮した「拠点」として位置づけます。

名称	概要
交野市駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、市役所や商業・業務施設が立地する本市の中心的な役割を担っていることから、本市を牽引する拠点とします。
星田駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、商業施設や医療施設等が立地する新市街地が形成されることから、新たな暮らしの利便性を支える拠点とします。
河内磐船駅・河内森駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、公共施設（ゆうゆうセンター）や商業施設等が立地する生活の中心としての役割を担っていることから、暮らしの利便性を支える拠点とします。
私市駅周辺	本市の観光スポット（府民の森等）を訪れる際の玄関口となることから、観光・レクリエーション機能※を重視した拠点とします。
郡津駅周辺	地域医療の中核病院が立地し、駅前には市民の憩いの場（松塚公園）や国際的な文化交流の場が設けられていることから生活の拠点とします。

### (3) 区域

都市的土地利用や、自然的な環境の保全や活用等を図る面的な広がり「区域」とします。

#### 【自然区域】

市域の約半分を占める山地部は、自然区域として位置づけます。山地部の緑は、保水や砂防、大

気浄化などの機能を有し、市民の生活を守るとともに、豊かな緑の自然景観を形成していることから、災害防止の施策を講じながら、市民のやすらぎの空間、市民の心のふるさととして維持・保全を図ります。

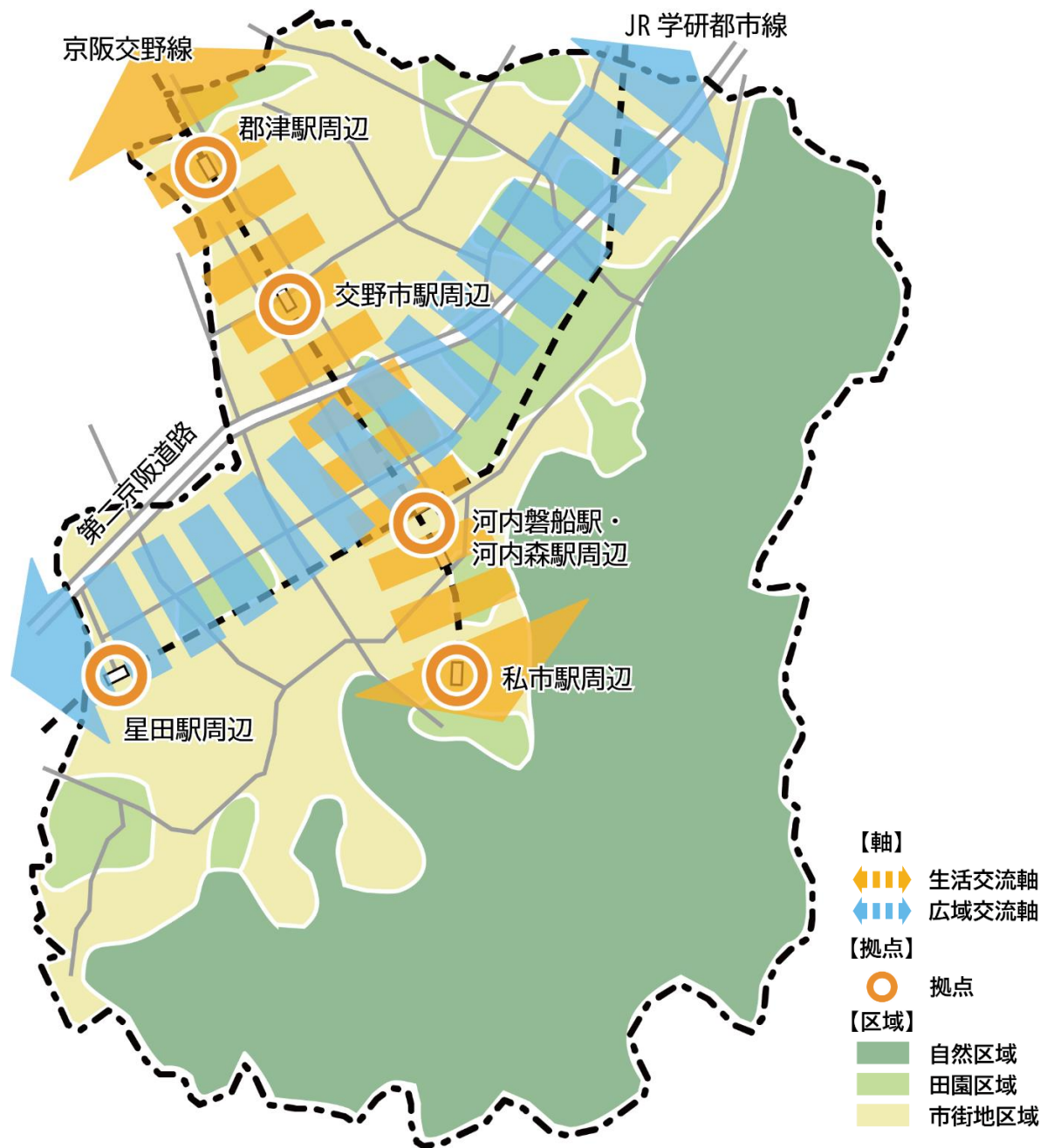
#### 【田園区域】

平地部における市街化調整区域※は、田園区域として位置づけます。基本的には無秩序な土地利用を抑制し、営農環境の保全や土地所有者の意向を踏まえた活用を図ります。第二京阪道路沿道の地域においては、広域的な交通利便性を活かし、周辺の住環境に配慮した土地利用を図ります。

#### 【市街地区域】

自然区域、田園区域以外の市街地を市街地区域として位置づけます。市街地区域では、安全で快適な住環境の維持・増進に努めつつ、旧集落においては、歴史的なまちなみを残し、景観を保全しながら地域にふさわしいまちづくりを検討します。工業地については良好な操業環境の確保、近隣の住環境との調和を図ります。





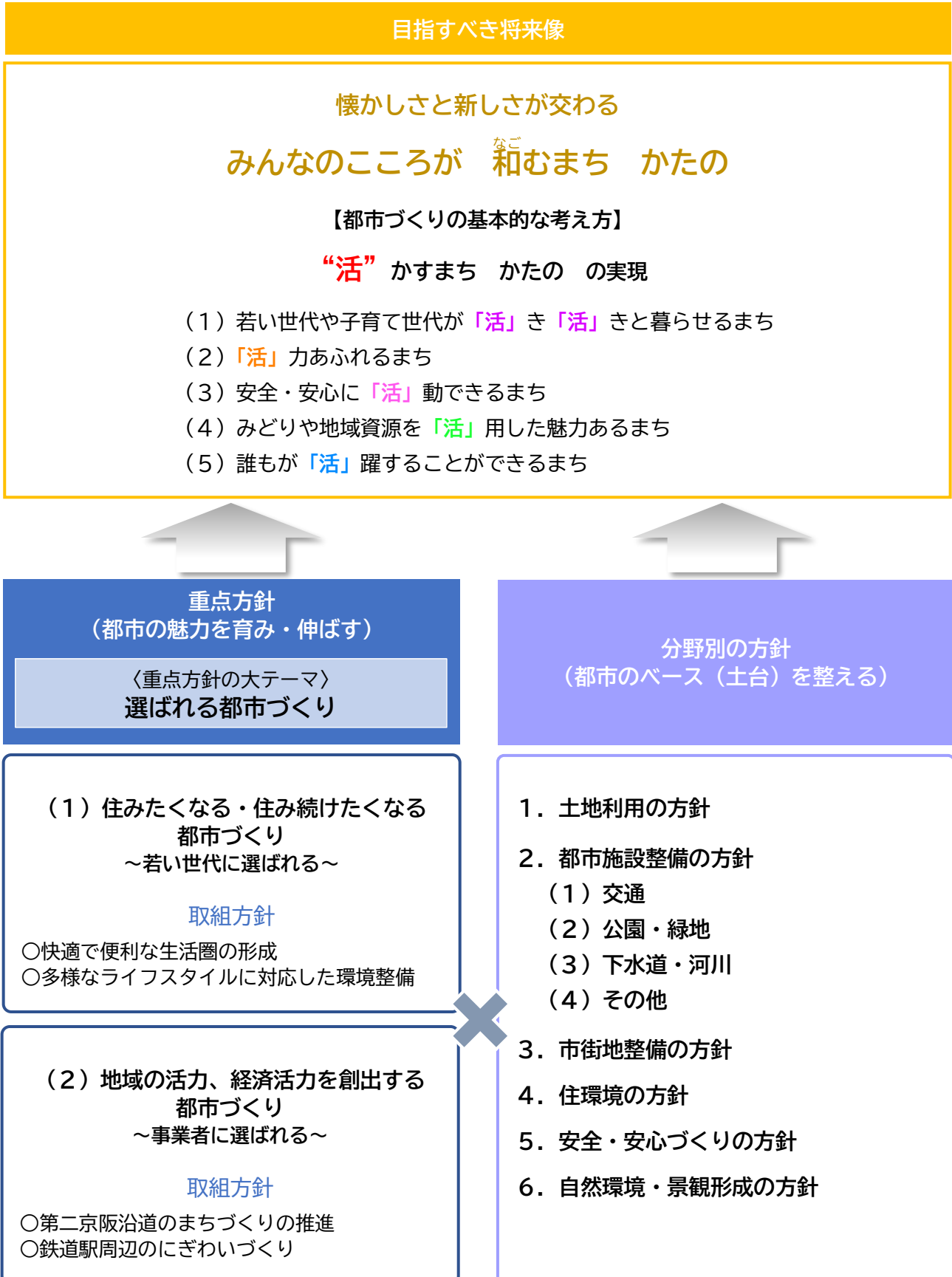
将来都市構造図

区域（将来都市構造）	ゾーン（詳細は土地利用方針参照）
自然区域	自然保全ゾーン
田園区域	田園共生ゾーン 田園活かにぎわい創造ゾーン
市街地区域	計画的な住宅地ゾーン 既成市街地の住宅地ゾーン 鉄道駅周辺ゾーン 幹線道路沿道ゾーン 工業・流通業務ゾーン

## 5. 都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係

都市計画マスタープランは、空間面から目指すべき将来像の実現を目指し、都市の魅力を育み・伸ばす「重点方針」と、都市のベース（土台）を整える「分野別方針」の両輪で取り組みます。

### 都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係



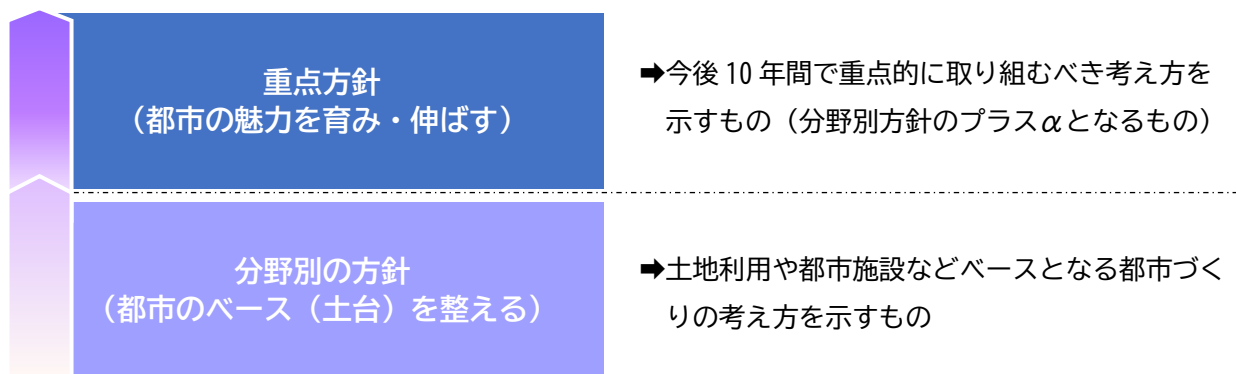


## 第2節 重点方針

目指すべき将来像を実現するにあたって、まちづくりの基本的な考え方である『“活”かすまち かたの』に基づき、今後10年間で重点的に取り組むべき考え方を示す方針（＝重点方針）と、土地利用や都市施設など本市のベースとなる都市づくりの考え方を示す方針（＝分野別の方針）の2つから構成します。

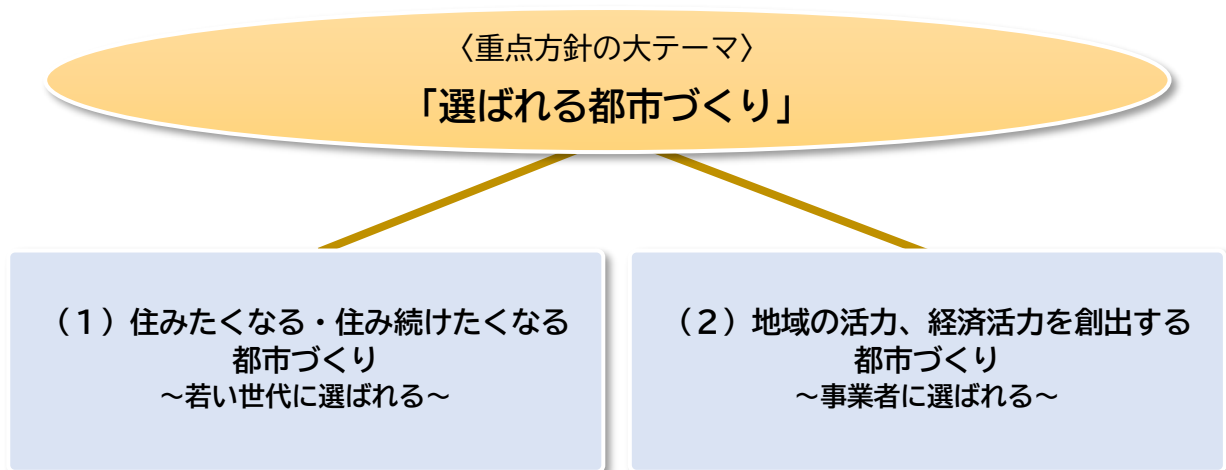
この2つの方針に基づく施策・事業の展開を通じて、市民の豊かな暮らしや活力ある経済活動の実現を図っていきます。

### 重点方針と分野別の方針のイメージ



また今後、本市が居住地として、働く場として、経済活動を行う場として「選ばれる都市」であり続けることが何よりも重要と考え、重点方針の大テーマを「選ばれる都市づくり」、重点方針を「(1)住みたくなる・住み続けたくなる都市づくり～若い世代に選ばれる～」 「(2)地域の活力、経済活力を創出する都市づくり～事業者に選ばれる～」と設定し、その実現にむけて取り組むこととします。

### 重点方針の考え方



## (1) 住みたくなる・住み続けたくなる都市づくり ～若い世代に選ばれる～

今後、本市においても、人口減少・少子高齢化のさらなる進展が予測される中で、若い世代や子育て世代に本市の魅力を感じていただき、住んでいただく・住み続けていただくことが必要です。そして、それは今、市内に住んでいる方々にとっても同様です。

買い物や移動に係る生活利便性が確保されつつ、豊かな自然を感じながら暮らせるという本市の特徴を活かし、様々な社会状況の変化や、多様なライフスタイルに対応できる住環境形成を進めることで、若い世代・子育て世代の移住・定住促進を図ります。また、医療施設や子育て関連施設の立地誘導、公園や広場の充実、ユニバーサルデザイン\*のまちづくり等を進めることで、様々な市民の方々が住み続けたくなる都市づくりを図ります。

### 【取組方針】

#### ○快適で便利な生活圏の形成

- ・ 鉄道駅周辺における生活利便機能の誘導や移動手段の確保
- ・ 心地よく魅力的な歩いて楽しめるまちづくり
- ・ 子育てしやすい環境づくり（子育て支援機能の誘導、教育環境の向上等）
- ・ 地域資源の活用やみどり豊かなまちづくり など

#### ○多様なライフスタイルに対応した環境整備

- ・ 住替え支援
- ・ 新たな生活様式への対応
- ・ 住宅ストック\*などを有効活用し多様なニーズへの対応 など

## (2) 地域の活力、経済活動を創出する都市づくり ～事業者を選ばれる～

本市が都市として持続していくためには、市民に住み続けていただくことはもちろんですが、事業者による経済活動、それに伴う雇用の場の確保や税収確保につなげていくことも重要です。

第二京阪道路の整備に伴うまちづくりにより、住宅系だけでなく産業系の土地利用も着実に進展しており、引き続き広域的な交通利便性をいかした都市活力を牽引する土地利用誘導や事業者の操業環境の確保等を図ります。

また、第二京阪道路沿道だけでなく、庁舎整備にあわせた周辺のまちづくりや既成市街地での低未利用地（空き家・空き地等）の有効活用によりまちなかのにぎわいや活力の創出を図ります。

### 【取組方針】

#### ○第二京阪沿道のまちづくりの推進

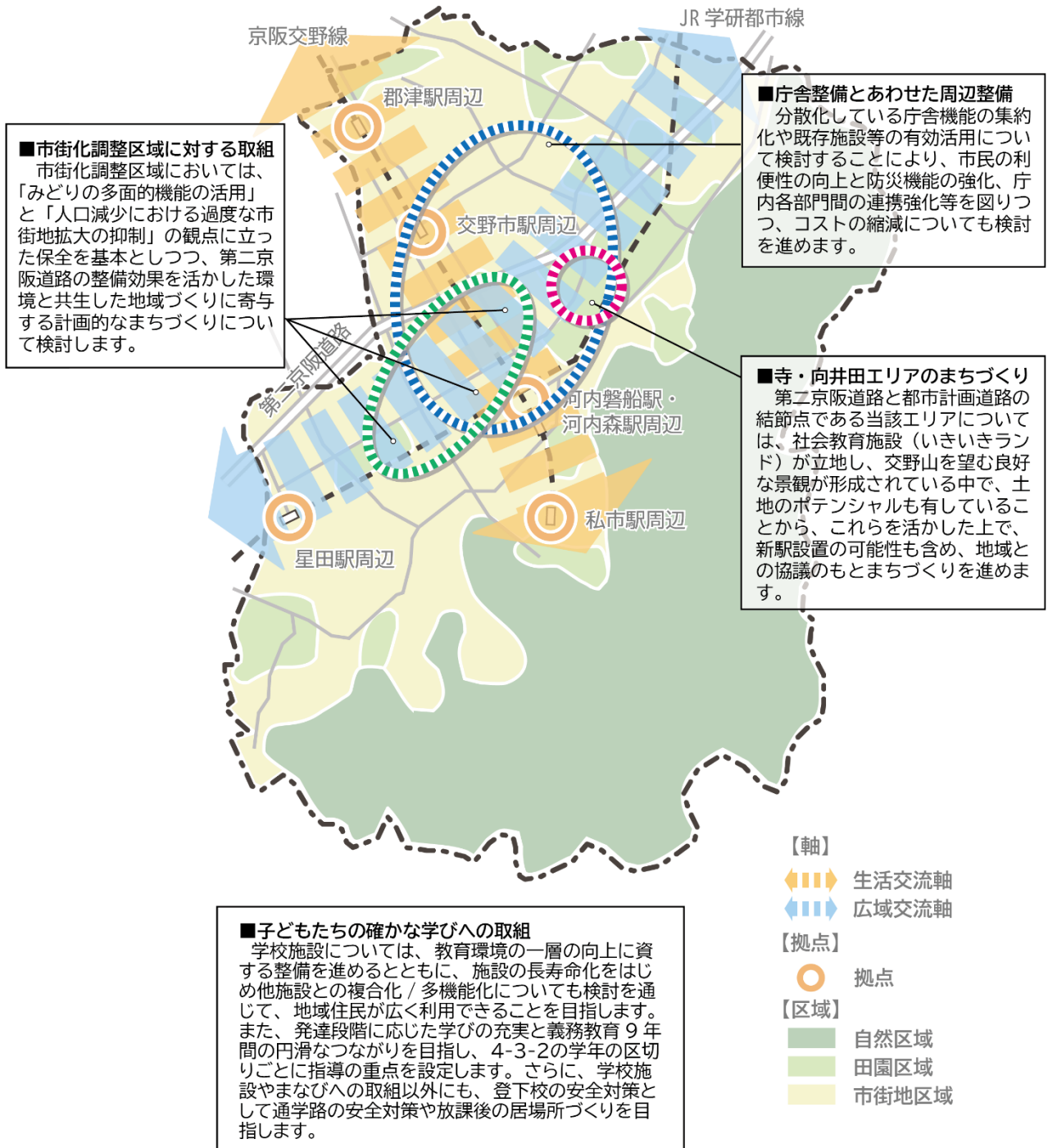
- ・ 重要な雇用の場である大規模な物流/工場の存置
- ・ 土地区画整理事業\*の推進（新市街地形成） など

#### ○鉄道駅周辺のにぎわいづくり

- ・ リノベーション\*まちづくり など

## 重点方針に基づく主な検討内容

(重点施策の内、今後 10 年間で交野市が積極的に取り組んでいく内容を記しています。)



## 第3節 分野別の方針

分野別の方針は、都市のベース（土台）を整えるための方針であり、「土地利用の方針」「都市施設整備の方針（交通、公園・緑地等）」「住環境の方針」「安全・安心づくりの方針」「自然環境・景観形成の方針」の5つから構成されます。

### 1. 土地利用の方針

#### 【主な考え方】

南と東を山地に囲まれ、北西方向に広がる平地部の中央を天野川が流れる、都市的土地利用と農的土地利用が共存する表情豊かな土地利用が本市の特徴です。

現在の土地利用を基本とし、ゾーンごとのメリハリのある土地利用を誘導するとともに、鉄道駅周辺の拠点においては、その特徴に応じた都市機能<sup>※</sup>の誘導を図っていきます。

また、第二京阪道路沿道など主要幹線道路沿道においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市の活力創出に寄与する産業機能の誘導を図ります。

市街地に隣接する市街化調整区域<sup>※</sup>においては、そのエリアの特性を見極めつつ、保全と活用の両面から土地利用のあり方について検討していきます。



## 自然系

### ①自然保全ゾーン

- ・市域の約半分を占める山地部の緑は、市民の生活に潤いややすらぎをもたらす貴重な要素であることから自然保全ゾーンに位置づけ、自然環境の保全をベースにしつつ適切な里山環境などとあわせて維持・保全・活用を図ります。

### ②田園共生ゾーン

- ・市街化調整区域<sup>※</sup>に位置する田畑や集落等については田園共生ゾーンに位置づけ、無秩序な土地利用の抑制と営農環境の保全を図ります。また、「開発等により市街化の無秩序な拡大を防止」「周辺の優良な農地等とも調和した良好な居住環境の形成や保全」などが課題となる地域においては、地区計画<sup>※</sup>の活用の検討や、その地域を支える為の住環境の維持に努めます。
- ・住宅と農地が共存した良好な居住環境と営農環境を形成している地域においては、田園住居地域の指定について検討を行います。

注) 市街化調整区域<sup>※</sup>について、土地利用を図る際は、「交野市市街化調整区域<sup>※</sup>における地区計画<sup>※</sup>のガイドライン」に基づき、地区計画<sup>※</sup>の活用を検討します。

### ③田園活力にぎわい創造ゾーン

- ・主に市街化調整区域<sup>※</sup>に位置する田畑等の中で、東部大阪都市計画区域マスタープランにおける位置づけ（第二京阪道路沿道のまちづくり）があり、周辺の基盤整備や土地利用の変化を受けて有効活用が検討できる場所については田園活力にぎわい創造ゾーンに位置づけ、土地所有者等の意向も汲みながら市街化区域編入等新たな土地活用の可能性について検討を行います。
- ・地元のまちづくり機運の高まりがある地域や景観形成上重要な地域等については、営農環境や周

辺の住環境と調和したまちづくりの実現に向けた検討を行います。

## 住宅系

### ④計画的な住宅地ゾーン

- ・地区計画※の策定など計画的に整備された住宅地においては、緑豊かで、ゆとりや潤いを感じることができる良好な住環境の維持・向上を図りつつ、必要に応じて時代の変化やニーズに対応した地区計画※の見直し等の検討を行います。
- ・星田北エリアなど土地区画整理事業※により開発された住宅地においては、快適さと利便性を兼ね備えた住環境の形成を図ります。

### ⑤既成市街地の住宅地ゾーン

- ・既成市街地における住宅地では、一定整備されたインフラ等の都市基盤※を活かした、良好な住環境の維持を図ります。
- ・旧集落を含むエリアでは、住宅地としての便利さや快適さに加え、防災面等にも配慮した住環境の維持・向上を図るとともに昔ながらの趣を残す景観的な資源を活かした地域活性化を進めます。

## 商業・業務系

### ⑥鉄道駅周辺ゾーン

- ・交通結節機能を有する鉄道駅周辺については、交通至便な立地を活かしつつ、生活利便機能の維持・確保を軸にしながら、まちなかの活力やにぎわい創出に寄与する都市機能※の誘導を図ります。
- ・背後に府内有数の自然豊かな観光資源を抱える駅周辺については、生活利便機能の維持・確保のみならず、観光・レクリエーションの玄関口にふさわしい機能誘導を図ります。
- ・商業・業務機能※や生活サービス機能の充実を軸に、地域コミュニティ※の醸成に寄与する機能の導入等も検討することで、生活の利便性や快適性の向上を図ります。

### ⑦幹線道路沿道ゾーン

- ・幹線道路沿道の立地特性を活かしつつ、周辺環境との調和に配慮した商業施設や生活利便施設の誘導を図ります。

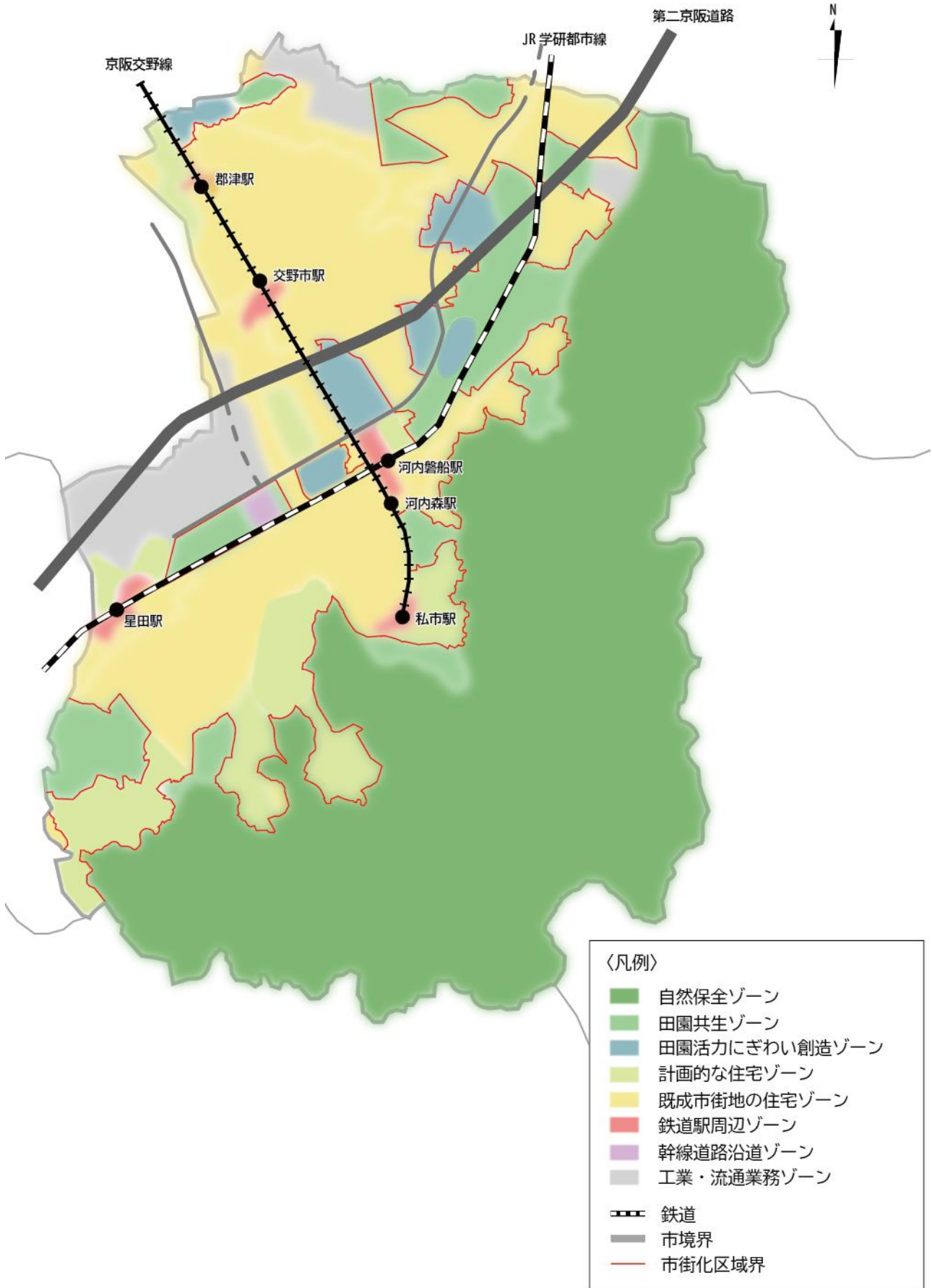
## 工業・流通業務系

### ⑧工業・流通業務ゾーン

- ・第二京阪道路沿道においては、広域的な交通利便性を活かし誘致を進めてきた、本市の重要な雇用の場として機能している物流施設や大規模工場の良い操業環境の維持を図ります。
- ・既に工場等が立地している工業地においては、これ以上の住工混在の防止を図るとともに、近隣の住環境との調和に配慮した操業環境の維持を図ります。



# 土地利用方針図





## 2. 都市施設整備の方針

### (1) 交通

#### 【主な考え方】

本市は2本の鉄道(JR 学研都市線、京阪交野線)に鉄道駅が6駅を有していることに加え、広域幹線道路である第二京阪道路を抱える広域的な交通基盤が整った環境を有しています。

この道路ネットワークの維持・充実を図りつつ、その機能を最大限に活かしたまちづくりの展開を図っていきます。

一方、住民の移動、歩行の安全性や快適性の確保に向けた生活道路の整備については、引き続き取り組んでいくとともに、ストックマネジメント※の観点から適切な維持・管理、長寿命化の取組を進めていきます。

また、交通弱者への対応や、地球環境問題の観点から、公共交通の維持を図るとともに、利用促進に向けた働きかけも行っています。



## 道路

### ①道路ネットワークの整備

- ・第二京阪道路は大阪-京都を結ぶ重要な交通ネットワークの役割を担っており、広域幹線道路として位置づけます。
- ・第二京阪道路の整備効果に伴うまちづくりに対応するため、周辺の住環境の保全を図りつつ、防災拠点機能等を有する大型車の休憩施設の整備に向けた検討を行います。
- ・都市計画道路※天の川磐船線は、枚方市との南北ネットワーク形成に加え、第二京阪道路の整備に伴う渋滞解消にも大きく寄与することが期待されることから、事業実施に向けた検討を働きかけます。
- ・市内間の円滑な移動を支える道路については、星田北エリアのまちづくりなど新たな土地活用の動向を考慮しながら整備に向けた検討を行うとともに、国道168号の渋滞対策に加え緊急車両の踏切回避などの観点からJRアンダーパス※の整備支援などに取り組みます。
- ・都市計画道路※の未整備路線については、将来交通量や周辺のまちづくりの状況等を鑑みつつ、改めて必要性・実現性の観点から見直しを含めた検討を行います。

### ②道路交通の整備

- ・道路は車のためだけでなく、歩行者や自転車等が安全・快適に通行できる空間としても重要な空間であることから、段差の解消や歩道幅員の確保など誰もが円滑に移動できるユニバーサルデザイン※への対応を行います。
- ・歩行者、特に児童・生徒の安全性の確保については、「交野市子どもの移動経路に関する交通安全プログラム」や「交通バリアフリー※法に基づく地区整備計画基本構想」などにに基づき、交通安全施設の整備等を進めます。

## 公共交通

### ③バス交通の維持

- ・超高齢社会の到来や脱炭素社会の実現の観点からも、重要な移動手段であるバス交通の維持に向

け各事業者と調整を行い、外出支援策や商工業施策などと連携を図りながら利用促進に努めます。

- ・バス交通の環境負荷低減への貢献等も PR しつつ、モビリティマネジメント※による利用促進策についてバス事業者と連携を図りながら検討を行います。

#### ④公共交通機関の連携

- ・交通手段の利用円滑化を図るため、シームレス化の推進による利便性の向上をはじめ、鉄道駅や駅前広場等のバリアフリー※化を図ります。
- ・誰もがわかりやすく利用できるような各種サインや標識（多言語表示等も含む）の整備を進めます。

#### ⑤社会情勢に合わせた検討

- ・高齢化の進展や ICT※の活用による技術革新など変化する社会情勢に加え、多様化するまちづくりに対応するため、広域的な連携をはじめ専門の協議会などを活用し、調査検討を行います。

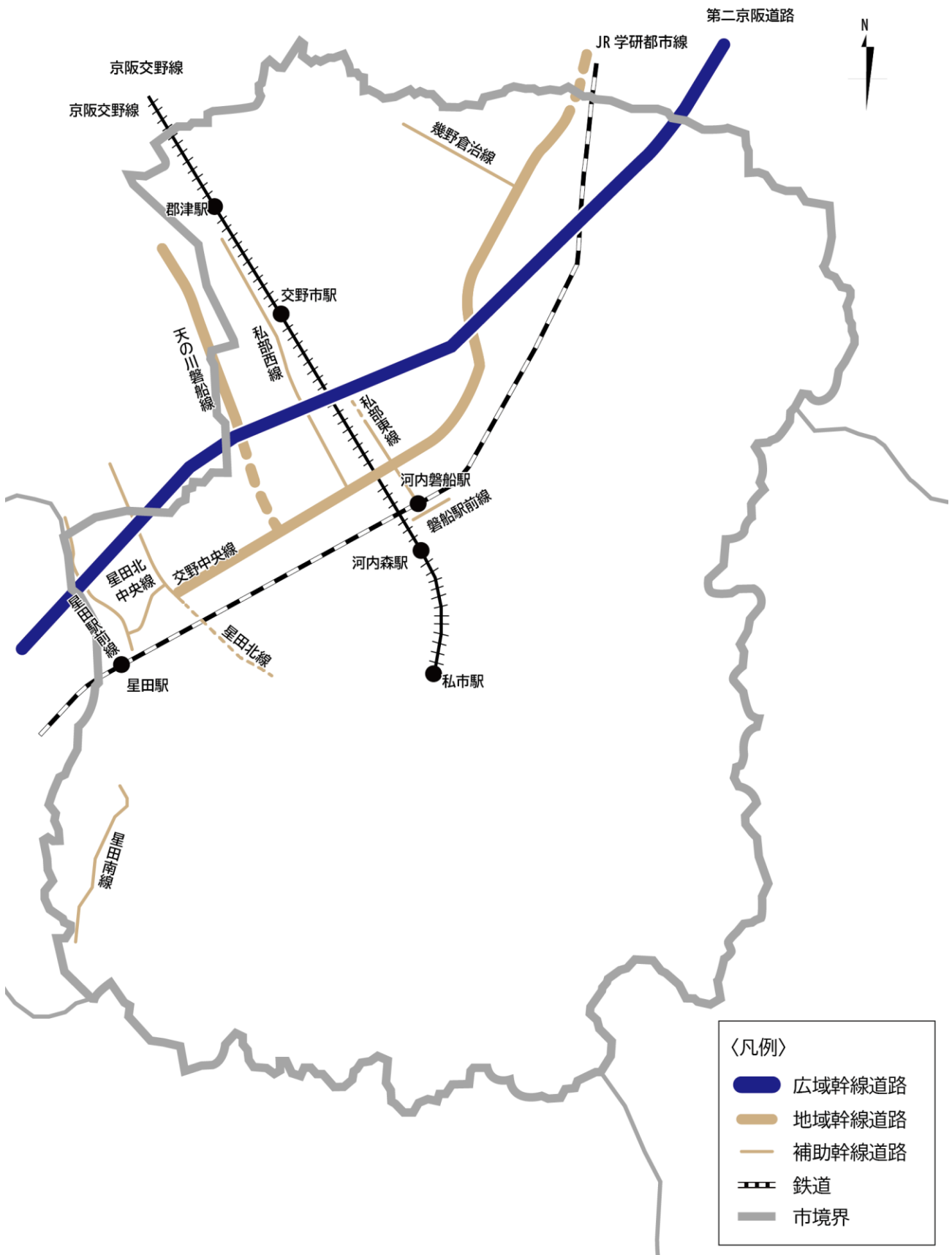
**参考：**方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（道路・公共交通編）

##### 【主な意見】

- ・道路幅が広く、昼夜問わず安心して歩ける
- ・道路に電柱がなく景観に配慮されている
- ・自転車専用の道路がある
- ・公共交通機関がストレスなく利用できる
- ・駅に着くと「交野」らしさがわかる
- ・市内の観光地までのアクセスが良い
- ・まち全体が歩いて楽しめる



# 交通施設整備状況図



## (2) 公園・緑地

### 【主な考え方】

公園や緑地、まちなかの緑は、市民の暮らしに潤いとやすらぎを与えてくれるだけでなく、防災面からも重要な役割を担っています。

その必要性や多様な効果を踏まえつつ、地域の状況や財政上の制約などを総合的に考慮しながら、着実に整備、誘導を図っていきます。



### ①公園・緑地の管理運営や整備

- ・既存の公園・緑地の適切な維持管理を行うとともに、未整備の都市計画公園については周辺の住宅地整備等にあわせた整備を検討します。
- ・ちびっこ広場等の地域に密着した公園は、市民と行政等が協働し適正な維持管理を行った上で、公園機能のほか、災害時の一時避難的な活用や高齢者等の居場所としての空間の確保に努めます。
- ・長期にわたり未整備、未着手の都市計画公園については、公園整備や公園機能の早期実現にむけて改めて必要性などの観点から見直しを含めた検討を行います。
- ・公園緑地の配置については、第二京阪道路の広域的な緑地帯や天野川に代表される河川を軸として有機的なみどりのネットワークの形成を目指します。
- ・公園遊具やフェンスなどの施設については、公園利用者の安全性を確保するため、定期的に安全点検を行うとともに、老朽化、又は破損したものは更新又は撤去し、公園の長寿命化を目指します。

### ②まちなかの緑の創出

- ・民間敷地については、大阪府緑化樹配布事業支援をはじめ、建築物の屋上緑化・壁面緑化の重要性についてPRを図りながら、まちなかの緑の創出を図ります。
- ・都市に残された民有地の緑については、保全することを目的に、地域に憩いの場などとして利用に供する緑地としての可能性を検討します。

### ③緑の基本計画の策定

- ・「みどり」の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために「緑の基本計画」（平成23（2011）年～）の策定に取り組みます。

**参考：**方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（公園・緑地編）

#### 【主な意見】

- ・学校の跡地を公園として利用できる
- ・安全で大きな公園に子どもたちが集まり、にぎわいを感じることができる
- ・公園以外の子どもの遊び場がある
- ・自然と遊具を兼ね備えた公園がある
- ・幼児が遊べる小規模な公園がある



### (3) 下水道・河川

#### 【主な考え方】

計画的な下水処理や河川の整備・保全を図り、良好な住環境の保全に努めるとともに、集中豪雨などの自然災害に対し、市街地等の浸水対策を推進するなど災害に強いまちづくりを推進します。



#### ①下水道の計画的な整備と維持・管理

##### (汚水)

- ・ 下水道の機能を持続させるため、計画的に維持・管理を行います。
- ・ 未普及地域においても、計画的に整備を行う方向で検討します。

##### (雨水)

- ・ 豪雨時の浸水対策に努めます。
- ・ 流域の出水抑制の誘導を行います。

#### ②河川の整備

- ・ 河川整備については、点検を行い老朽化が著しく修復の必要性の高い護岸などから修復工事を行います。
- ・ 集中豪雨を想定し、引き続き効率的な河川整備に努めます。
- ・ 公園整備と連携を図りながら河川を軸としたため池、緑道など親しみやすい河川空間の創出に努めます。

**参考**：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（下水道・河川編）

#### 【主な意見】

- ・ 天野川が交野市の魅力になっている
- ・ 河川の清掃などが自発的に行われることで、河川の管理が向上する
- ・ 子どもが安心して遊べる川辺がある





## (4) その他（処理施設など）

### 【主な考え方】

昭和 45 年から昭和 57 年にかけて、人口増加に伴って、その需要に応えるために、整備を行った公共施設について、更新時期を迎えています。

更新にあたっては、様々な社会環境の変化に伴う市民ニーズの多様化に適切に対応したサービスの提供はもとより、施設利用者の安全・安心を確保し良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現に努めます。



### ①都市計画施設（処理施設）

- ・ 四交クリーンセンターの適切な処理機能の確保に向け、四條畷市交野市清掃施設組合と連携し維持管理計画の作成に取り組みます。
- ・ 廃プラスチックの処理施設として、枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市で北河内4市リサイクルプラザを設置しており、関係市と連携しこの施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ し尿・浄化槽汚泥の適切な処理体制の構築を図るとともに、老朽化したし尿処理施設（交野市天野川第二清掃工場）の更新について施設の位置づけも含めた検討を行います。

### ②その他市保有施設

- ・ 現在の市庁舎は建築から約半世紀が経過し老朽化が進んでいることから、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できるように庁舎整備の取組を進めます。
- ・ 教育環境の向上を図り、さらなる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、学校の規模適正化・適正配置の推進に努めます。
- ・ 交野市公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年～令和 38（2056）年）で定めた基本方針や総量目標、施設類型別の方針に基づき、交野市公共施設等再配置計画（平成 30（2018）年～令和 39（2057）年）にある各施設の具体的な方策により、公共施設の集約化・複合化などの再編に取り組みます。



### 3. 市街地整備の方針

#### 【主な考え方】

本市における市街地整備は、第二京阪道路の整備効果を活かしながら着実に進めてきました。今後、次なるステップとして、その整備されたまちの魅力を高め、多くの人を惹きつけるための地域主体のまちづくりを促していく必要があります。

一方、市街化調整区域※などで新たなまちづくりに向けた動きが出てきた際には、その状況を慎重に見極めながら、新たな市街地整備に向けた検討を行うこととします。



#### ①新たな市街地整備に向けた検討

- ・新たな土地活用の可能性が高まった場合には、その背景となる社会経済状況や地元ニーズを適切に判断しながら、周辺環境との調和に配慮した市街地整備に向けた検討を行います。
- ・市街地整備を行う場合には、土地区画整理事業※や地区計画※制度等を活用しながら、道路や公園・緑地などの基盤施設の整備や良好なまちなみ景観の創出に寄与することとします。
- ・大規模災害（地震、竜巻、台風等）による電柱の倒壊などへの対策として無電柱化への対応による安全な街路空間の確保について検討を行います。

#### ②公民連携によるまちづくりへの支援

- ・住みたくなる・住み続けたい都市づくりを進める上で、行政だけでなくそこで活動する市民、事業者の協力・連携が必要不可欠であることから、公民連携によるまちづくりの必要性を周知、啓発しながら、具体の展開につながるような支援を行います。

#### 参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（市街地整備編）

##### 【主な意見】

- ・新しいものを取り入れる風土のあるまち
- ・つながりをいつも感じるまち
- ・市民と市役所のコミュニケーションのとれたまち
- ・市民が自分の強みをまちづくりに生かすことができるまち
- ・継続する仕組み。行政が仕組みをつくりボランティアとの協働で
- ・通過点ではなく、目的地になるようなまち
- ・生活が交野市内で完結できるまち



ワンポイント	官民連携と公民連携の違い
	<p>「官民連携」は、これまでの行政主体による公共サービスをだれが最も友好的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政と多様な構成主体との連携により提供していく考え方であり、民間委託、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、行政課題に対する地域との協働の取組みなどを含めた手法を表します。</p> <p>一方「公民連携」は、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用させていただいた上で、公共サービスを継続的に実施していくための手法を表します。</p> <p>上記説明を見てもわかるように、同義で活用されていることが多いですが、「主体」に着目する場合には「官民連携」が使用され、「目的」に着目する場合には「公民連携」が使用されることが多く、特に新しい公共を目指す昨今では「公民連携」を使用する自治体が多いのが現状です。</p>

## 4. 住環境の方針

### 【主な考え方】

本市は、豊かな自然環境とほどよい利便性を備え、大阪都心部への交通利便性に優れた住宅都市として多くの方々に選ばれてきました。

本市のような自然豊かで、都市近郊に位置するまちの魅力はより一層高まることが期待されることから、今後も、その特徴を伸長させつつ、誰もが安全・安心・快適に暮らすことができる住環境の形成を図ります。



### ①良好な住環境の形成

- ・地区計画※制度や景観まちづくり計画などの活用により住宅地内の緑化など良好な住環境について、地域の実情に合ったきめ細かな住環境の整備に努めます。
- ・開発指導要綱の運用により引き続き良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・住宅の確保に特に配慮を要する方への対応をはじめ、地域の拠点形成など地域の実情に応じた住宅事情に対し、住宅ストック※を活用するとともに、関連施策と連携を図りながら計画的な推進に努めます。

### ②空き家の管理や有効活用

- ・住環境を損なう空き家について、所有者への適切な維持・管理を働きかけるとともに空家等対策計画に基づく適切な対応を図っていきます。
- ・郊外住宅地における空き家については、移住や住み替えのための貴重な既存ストックとして捉えて活用を検討します。

### ③人・環境と調和した住宅の整備

- ・交野市環境基本計画に基づいた住宅の省エネルギー化への情報提供をはじめ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する『認定長期優良住宅』に対する固定資産税の減税措置も踏まえ、人・環境と調和した住宅整備を進めます。

### ④誰にでもやさしい暮らしの環境づくり

- ・バリアフリー※な環境が整った住まいづくりなど、安心して快適に生活できる住環境の整備を誘導します。
- ・地域の活動の場として、学校関連施設等を有効活用することにより多世代間が交流できる環境整備を支援します。

**参考**：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（住環境編）

#### 【主な意見】

- ・程よい村イメージが残っている
- ・まちの中で緑や水を感じることができる
- ・空き家が有効活用されている
- ・住居の区画にゆとりがある



## 5. 安全・安心づくりの方針

### 【主な考え方】

平成 23 年 3 月の東日本大震災や、台風や長雨による洪水や土砂災害等の水災害の激甚化・頻発化が問題になっています。加えて近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震などへの備えも必要です。

市街地の防災性の向上や治山治水対策など着実に都市基盤<sup>※</sup>施設整備や防災対策の取組を進めていきます。

また、災害から市民の生命と財産を守るため、これまでの想定を超える地震・洪水、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、都市の防災機能の強化を図ります。



### ①市街地の防災性の向上

- ・旧耐震基準の木造建築物の耐震化を促進します。
- ・倒壊の危険性があるブロック塀が散見されるエリアでは、ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金制度を活用し安全性の確保を図ります。
- ・延焼拡大防止のため、公園・緑地や道路整備などで空間の確保に努めます。
- ・緊急輸送道路に指定されている道路については、適切な維持管理に努めます。
- ・市街化区域<sup>※</sup>内における建ぺい率 60%以上の区域については準防火地域の指定に向けた検討を行います。
- ・市街地内に点在する農地は、その多面的機能を活かし、災害発生時における避難空間や仮設住宅建設用地、災害復旧用資材置き場などの役割を担う防災協力農地としての活用を推進します。
- ・自然災害の発生により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、円滑かつ迅速に処理することが必要であり、災害廃棄物の仮置き場としての土地の確保を検討します。

### ②地域主体の防災力の向上

- ・市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、地域住民が互いに助け合う共助の精神を培いながら地域全体の防災力向上につなげます。
- ・地域が主体となった防災訓練や防災マップの作成支援を行うとともに、防災意識の向上を図ります。
- ・地域の拠点となる自治会館等については耐震化の促進を図ります。

### ③治山・治水対策

- ・土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域の住民やその他滞在する者に対し、避難指示をするほか応急対策や復旧について、大阪府と連携を行います。
- ・浸水被害の軽減の観点から、準用河川や水路等の維持・管理に努めるとともに、老朽化した護岸施設等の計画的な補修・整備をします。
- ・浸水被害の軽減を図る効果等が期待できることから、農地やため池の適切な維持・管理を図るとともに、関係課との連携のもと担い手育成等についても検討します。

#### ④その他

- ・避難所の整備や防災資機材等の備蓄の充実など、地域の主体的な防災活動や安全確保を支える基盤整備を進めます。
- ・おおさか防災ネットの活用や防災行政無線など複数のツールを通じて、適切な災害情報の発信・提供を行います。
- ・医療法第1条の5に規定される病院については、今後起こりうる地震への備えとして、耐震化を促します。

**参考：**方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（安全・安心編）

##### 【主な意見】

- ・誰もがつながりを感じ、安心して暮らせる
- ・地域の見守り体制が整い、有事の際には助け合える
- ・地域の困ったに対しコーディネートしてくれる仕組みがある
- ・防災に対し、行政が強く発信できる





## 6. 自然環境・景観形成の方針

### 【主な考え方】

市街地の背景となる交野山などがある生駒山系、天野川、上流部の磐船溪谷など自然が形づくる景観をはじめ、山麓部から平地にかけて広がる農地や集落が織りなす田園景観など、本市を特徴づける景観が広がっています。

これら自然環境の適切な維持・保全を図りつつ、里山の適切な管理や美化活動などを啓発していく必要があります。また、ハイキング利用者のマナー意識の啓発も行いつつ、健康増進機能としての活用についても検討していきます。

一方、景観形成には地形・地勢のほか、その背後にある歴史・文化も大きく影響を及ぼすことから、自然環境に加えて、歴史・文化資源を守り、活かした景観まちづくりを行っていきます。



### ①山林などの自然環境の維持・保全、活用

- ・多様な機能を持つ山地部を将来にわたって保全すべき区域として位置づけ、国定公園・近郊緑地保全区域※を中心に必要な保全施策を講じます。
- ・大阪府民の森、交野市立いきものふれあいセンター、交野山森林公園、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター、大阪公立大学附属植物園等を自然歩道などによってネットワーク化を行い、市民のレクリエーションや環境教育、やすらぎの場として活用が可能となるよう整備を検討します。
- ・山林保全に係る活動団体との連携を図りながら、人材の育成をはじめ、森林環境の維持・保全に努めます。
- ・森林環境の整備等の取組を推進するため、森林環境譲与税※の活用を検討します。

### ②里山・農空間の保全

- ・活動団体との連携を図りながら、人材育成のほか、里山保全活動に対する支援を行い、森林環境の維持・保全に努めます。
- ・農地の減少や休耕地を増やさないためにも、新たな担い手による農地の維持の方策を検討し、農地の利用を促進します。
- ・市民農園、体験農園、観光農園や六次産業化等の推進による農空間の活用について支援を行います。
- ・市街化調整区域※内の農地については、神宮寺のぶどうなどの交野の特産品を供給する生産拠点として、農地の保全と農業基盤の整備などによる農業振興を図ります。
- ・市街化区域※内の農地については生産緑地の指定などを含め適切な維持管理に努めます。

### ③水辺環境の維持・保全、活用

- ・河川やため池などの水辺環境の維持・保全を図るとともに、天野川を中心とした河川敷などを活用した緑道と、公園・緑地や公共施設、住宅の庭などの有機的なネットワークを構築します。

### ④景観形成及び景観まちづくりの推進

- ・交野市景観まちづくり計画に基づき、本市の特徴を活かした良好な景観形成を図ります。



- ・市民の景観に対する意識啓発を図りつつ、市民自らが花植え等の環境美化活動などの景観まちづくりに携わっていただけるよう支援します。

#### ⑤交流まちづくりの推進

- ・生物多様性<sup>\*</sup>に関する自然観察会など、本市が有する自然、歴史・文化資源を活かした体験型の交流まちづくりの取組を推進します。
- ・交野市文化財保存活用地域計画（令和5（2023）年～令和15（2033）年）を活用した周遊コースの案内看板等の整備を行い、国登録文化財の教育文化会館や市史跡の私部城址などの地域の歴史・文化遺産を活かした交流まちづくりの推進を図ります。

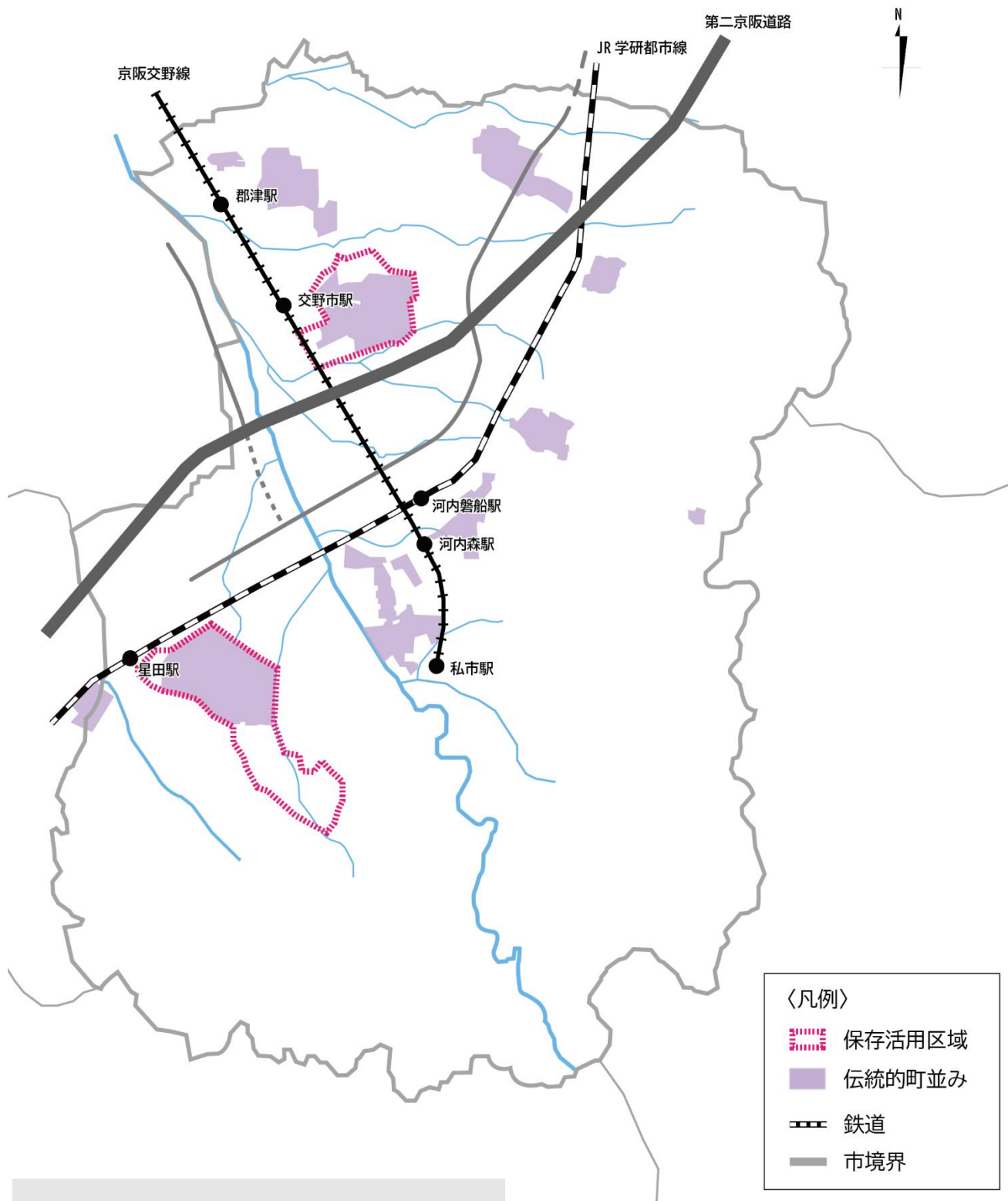
**参考：**方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（自然環境編）

#### 【主な意見】

- ・景観を守り、住みたいまちと思える
- ・まち全体の景観に統一感があり、美しい
- ・まちなかに四季を感じることができ、自然とまちが調和していると感じる
- ・子どもたちが稲の成長を間近に感じられる
- ・自然の保全と活用するための管理とのバランスが良い
- ・自然の豊かさを市内外に示すことができる
- ・市民が交野の歴史を誇れる
- ・観光農園がある
- ・「里づくり講座」などが活発に開かれ、市民の意識が高まっている



## 文化財保存活用区域と伝統的町並みの位置図



- 伝統的町並み：星田・私市・森・寺・傍示・倉治・郡津・私部の旧八村内のうち、江戸時代以来の佇まいを残す町並みのこと。
- 文化財保存活用区域：伝統的町並みに加え、その他の文化財が多く集まっていることから、それらを保存・活用するために設定する区域のこと。

出典：交野市文化財保存活用地域計画

注) 本計画では“まちなみ”とひらがな表記、「文化財保存活用地域計画」では“町並み”と漢字表記をしています。この図は後者の計画から引用しており、図中の表記は漢字にしています。